

公益社団法人米沢有為会
学生寄宿舎規則

第1条 公益社団法人米沢有為会（以下「本会」という。）が、本会定款第5条によって設置した学生寄宿舎は、「米沢有為会（所在地名）興譲館」と称する。

第2条 学生寄宿舎に次の役員をおく。また、名誉館長、副館長をおくことができる。

- (1) 館長 1名
- (2) 委員 若干名

第3条 館長及び副館長は理事会において選出し、本会会長がこれを委嘱する。

- 2 名誉館長は、理事会の議決を経て、本会会長がこれを推挙する。
- 3 委員は、舎生から互選され、館長の承認を得て定められる。

第4条 館長は、舎生の監督及び指導にあたり、また寄宿舎に関する一切の事務を管理する。

- 2 副館長は館長を補佐し、必要などときにはその職務を代行する。
- 3 委員は各地興譲館規則の定める事務を行う。

第5条 寄宿舎に入居を願い出るものは当該興譲館長宛に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入寮願書
- (2) 学業に関する証明書
- (3) 身体に関する証明書
- (4) 履歴書

第6条 入舎の許否は館長が決定する。

第7条 舎生は入舎の際2名の連帯保証人連署の上書面をもって舎生としての宣誓をしなければならない。

- 2 前項にかかげる保証人の中の1名は保護者、他の1名は原則として寄宿舎所在地在住の者で、いずれも本会会員でなければならない。

第8条 舎生が、退舎する場合は当該館長宛に退舎届を提出し承認を得なければならない。

第9条 舎生が、本会の体面を汚したとき、学生の本分から逸脱する行動あると認められるとき、規則に違反したとき又は舎生費及びその他の経費の滞納が2ヵ月に及ぶときは、館長はこれに退舎を命ずることができる。

第10条 各地興譲館に関する規則は、各支部理事会において決議し本会会長の承認を受けてこれを施行するものとする。

附 則

- 1 この規則は昭和42年4月28日から施行する。

改正附則（平成24年1月12日理事会決定）

- 1 改正後の規則は、公益社団法人米沢有為会の設立登記のあった日（平成25年7月1日）から施行する。